## 和歌山県ジェンダー平等推進センターメールボックス使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県ジェンダー平等推進センターメールボックス(以下「メールボックス」という。)の使用について必要な事項を定める。

(メールボックスの使用者の範囲)

- 第2条 メールボックスを使用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) ジェンダー平等推進のために継続的に活動を行う団体又はグループ
  - (2) 女性のエンパワーメントのために継続的に活動を行う団体又はグループ
  - (3) 子育て支援のために継続的に活動を行う団体又はグループ
  - (4) その他和歌山県ジェンダー平等推進センター所長(以下「所長」という。)が適当であると認めた団体又はグループ

(貸与期間等)

- 第3条 メールボックスの貸与期間は、3年度(4月1日から3年を経過する3月31日まで)とする。
- 2 年度途中から貸与を受けた場合の貸与期間は、使用を承認された日が4月2日から1 2月31日の場合は、使用を承認された日から3年を経過する日の属する年の3月31 日まで、1月1日から3月31日の場合は、使用を承認された日から2年を経過する日 の属する年の3月31日までとする。

(使用の申請)

- 第4条 メールボックスを使用しようとする者は、和歌山県ジェンダー平等推進センターメールボックス使用申請書(別記第1号様式。以下「使用申請書」という。)により、使用しようとする日の7日前までに所長に提出しなければならない。
- 2 団体又はグループが前項の申請を行うときは、使用申請書に規約、構成員名簿、活動 資料等(以下「添付書類」という。)を添付するものとする。
- 3 使用申請書及び添付書類に変更が生じた場合は、速やかに最新の書類を所長に提出し なければならない。

(使用の承認)

第5条 所長は、前条の規定による申請があった場合、承認することを適当と認めると きは、和歌山県ジェンダー平等推進センターメールボックス使用承認書(別記第2号 様式)を申請者に交付するものとする。

(申請者数が超過した場合の取扱い)

- 第6条 使用申請を行った団体又はグループ(第2条各号のいずれかに該当する団体又はグループ)の数が、使用できるメールボックスの数を超えるときは、所長が承認することを適当と認める団体又はグループについて抽選により使用承認するものとする。 (補欠登録)
- 第7条 所長は、前条の規定によりメールボックスの使用を承認しなかった団体又はグループについて、補欠者として順位を付して登録するものとする。
- 2 登録の有効期間は、登録年度を含む3年度とする。

(補欠者の使用承認)

- 第8条 メールボックスに空きが生じたときは、補欠者の登録順に使用承認を行うものとする。
- 2 前項の承認に際しては、前条第 1 項の規定による補欠者を優先するものとする。 (使用承認の取消し)
- 第9条 所長は、次の各号の一に該当する場合は使用の承認を取り消すことができる。
  - (1) 使用の目的に反する使用をしたとき。
  - (2) この要綱に違反し、又は所長の指示に従わないとき。
- 2 所長は、前項の規定に基づき使用の承認を取り消したときは、和歌山県ジェンダー平等推進センターメールボックス使用取消通知書(別記第3号様式)により使用者に通知するものとする。

(メールボックスの鍵の管理責任等)

- 第10条 メールボックスの鍵の保管管理は、和歌山県ジェンダー平等推進センター(以下「センター」という。)において行うものとする。
- 2 使用者は、メールボックスを使用するとき、鍵をセンター職員又は業務委託団体の職員から受け取り、使用後は速やかに鍵を返却しなければならない。
- 3 使用者が鍵を紛失した場合は、実費弁償とする。 (使用者の義務)
- 第 11 条 使用者は、この要綱に定めるもののほか、所長の指示に従わなければならない。

(経過措置)

第 12 条 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱で定める様式による用紙で現に残存するものは、その限りにおいて使用することができるものとする。 (補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、メールボックスの使用について必要な事項は、 別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。